

# 幼児座席をご使用になる 利用者の皆様へ

## 幼児座席をご使用になる際の注意点

- 1 自転車の荷台に幼児座席を取り付け、お子様(6歳未満)をお乗せになる場合は、荷台に表示されている**最大積載質量**、自転車への**幼児座席取付けの可否**をご確認のうえ、ご使用願います。  
荷台の最大積載質量をオーバーした使い方をすると、**走行時に自転車がふらつきやすくなり、また、荷台が自転車から外れて幼児座席が脱落すること考えられ、危険です。**
- 1 **お子様を幼児座席にお乗せになる場合は**、最大積載質量が27kg又は25kgの荷台を標準装備し、幼児座席が取付けられると表示された自転車をご使用下さい。具体的には「**27kg**」、「**MAX27kg**」、「**25kg**」、「**C-25**」、「**CLASS 25**」、「**MAX25kg**」などの刻印がある荷台を装備している自転車をお選び下さい。ただし、その場合でも幼児座席の質量とお乗せになるお子様の体重との合計がそれぞれ27kg又は25kg以下でなければなりません。(自転車の取扱説明書にお子様の体重の制限がある場合は、そちらに従ってください。)自転車への幼児座席取付けの可否は、自転車の取扱説明書又は自転車を購入した自転車店でご確認ください。
- 2 従来のJIS規格では、「**18**」、「**C-18**」、「**CLASS 18**」、「**MAX18kg**」などの刻印がある荷台は最大積載質量が18kgであることから、例えば、3kgの幼児座席を使用する場合は、体重が15kgまでのお子様を乗せることができるとしておりましたが、市販されている幼児座席のほとんどに「**最大適用体重22kg**」と表示されており、体重が15kgを超えたお子様を乗せるという誤使用を引き起こしかねないことから、平成22年5月にJIS規格が改正され、今後は**最大積載質量が18kgの荷台には幼児座席を取付けることができなくなりました**。また、幼児座席が取り付けられないことを表示することも規定されました。
- 2 自転車が転倒すると荷台および**幼児座席が変形**したり、傷や亀裂(クラック)が入り破損したりすることがあります。また、変形を無理に戻すと破損の原因となる恐れがあります。荷台および幼児座席が確実に自転車へ固定され、破損や変形、傷などがなくなど、お子様を乗せる前に必ず安全確認を行なって下さい。荷台の**振れ幅が大きい**、**きしみ音がする**など異常を感じたらお子様を乗せないで下さい。
- 3 お子様の乗せ降ろしの際は、**平坦な場所**を選び、必ず**お子様を抱いて**行って下さい。また、スタンドがロックされていることを確認してください。
- 4 お子様は幼児座席の**足乗せ部分を踏み台にして乗り降り**したり、お子様が**足乗せの上で立ち上がったりしない**ようにして下さい。自転車が倒れたり、お子様が転倒したり、足乗せの変形・破損につながる恐れがあります。
- 5 幼児座席の取付けは、適正に取付けるため、**自転車販売店で行って下さい**。
- 6 幼児座席は、走行中にお子様の足等が車輪に巻き込まれないように、**防護カバー**のついたものを必ずご使用下さい。
- 7 幼児座席をご使用になる際は、必ず**ドレスガード**及び**両立スタンド**を装備した自転車をご使用下さい。
- 8 幼児座席にお子様を同乗させると、自転車全体の質量が増えて、ふらつきやすくなりますので、**安全な場所で練習してからご使用下さい**。
- 9 お子様には、必ず**ヘルメット**を着用させて下さい。
- 10 幼児座席にお子様を乗せたまま、**その場を離れないで下さい**。
- 11 いつまでも安全にお乗りいただくために、**定期的に点検・整備**を自転車販売店でお受け下さい。

